

## 『申請時来庁方式』のマイナンバーカードお渡しまでのながれ

- ① 住民環境課にご来庁いただき、次の書類をご提出ください。

- ・マイナンバーカード交付申請書
- ・暗証番号設定依頼票
- ・多目的利用申請書



このときに電子証明書の暗証番号と印鑑登録証証明書用の暗証番号を設定します。  
(印鑑登録証明書用の暗証番号は、印鑑登録をされている人のみ)

- ② 次のものある場合は、ご返納ください。

- ・マイナンバー「通知カード」
- ・個人番号通知書 ※
- ・住民基本台帳カード
- ・たんなんカードまたは印鑑登録証
- ・古いマイナンバーカード (カード申請が2回目以降の場合)

町に返します



※令和2年5月25日以降に、マイナンバー「通知カード」に代わり交付を開始した個人番号通知書（A4サイズの紙）をお持ちの場合は、ご提示ください。返納の必要はありません。

- ③ 次の本人確認書類をご提示ください。

- ・顔写真付きのもの1点（運転免許証など） または
- ・顔写真無しのもの2点（健康保険証など）

※個人番号「通知カード」の返納や個人番号通知書が提示できない場合は、顔写真付きのもの2点、または顔写真付きのもの1点と顔写真無しのもの1点が必要です。

- ④ マイナンバーカードの申請書を住民環境課で取りまとめて、カードをつくる『地方公共団体情報システム機構』へ郵送します。

- ⑤ マイナンバーカードは、申請書を送付後1か月～1か月半程度できあがり、住民環境課に届きます。

お客様には、住民環境課から本人限定受取郵便または書留でマイナンバーカードをお送りします。



※申請時には、ご本人がご来庁ください。

申請時来庁方式では、代理人にマイナンバーカードの申請を委任することはできません。  
詳しくは、町ホームページをご覧ください。



(申請から受け取りのご案内)

問合せ先 住民環境課 34-8708

イラスト出典：地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト